

まほろば秦野通信

令和2年4月21日

タイトル	秦野市議会議員の新型コロナウイルス感染症対策方針について
When (いつ)	4月16日(木)に決定
Where (どこで)	代表者会議(メンバー:正副議長及び各会派代表者)において協議・決定
Who (だれが)	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、3月16日に秦野市議会災害時等行動マニュアルに基づき「秦野市議会災害等対策会議」を設置し、同会議において議員から市への問い合わせ、議員への情報提供等について対応しています。</p> <p>このたび、議員が感染した場合等に備えて、基本的な対策と行動の流れを整理し、市議会としての共通認識のもと、対応するための方針を作成しました。</p> <p>なお、対策や行動フローに修正等の必要が生じた場合は、随時、代表者会議で協議します。</p> <p>※方針等は資料のとおり</p>
What (なにを)	
How (どのように)	
Why (なぜ)	
過去の実績	市議会での新型コロナウイルス感染症対策の方針作成は初めて。また、災害等対策会議は令和元年東日本台風(台風第19号)の際に設置しましたが、感染症での設置は初めてです。
今後の取り組み	地方議員が感染者として報道された事例もあるため、秦野市議会議員が自身で感染しないよう心掛けて生活するとともに、体調不良等の際は、同方針に基づき対応することを徹底します。
ホームページURL	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/genre/1000000000530/index.htm
問い合わせ	議事政策課 議会総務担当 担当:水島 0463(82)9652

秦野市議会議員の新型コロナウイルス感染症対策

令和2年4月16日代表者会議決定

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、秦野市議会議員の感染症対策について、次のとおり実施する。

1 基本的対策

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上（基礎疾患がある人は2日程度）続いている場合、また、倦怠感（だるさ）や呼吸困難（息苦しさ）がある場合、別紙「行動フロー図」に基づき、会議を欠席するなど適切な対応をとる。
- (2) 手洗い（消毒液による手指の消毒）、うがい、検温、マスク着用等、自身の健康管理を徹底するとともに、不要不急の外出を避けるなど、感染症の予防に努める。

2 本会議・委員会等の開催時の対策

- (1) 議員や職員等はマスクを着用する（マスクは各自で調達）。
- (2) 「密閉」、「密集」、「密接」の3つの「密」を避ける。

具体的には、大人数で長時間の会議を行うことを避けるとともに、会議中は、室内の窓を開け、外気を取り入れる。また、出席者同士が接近しないようなレイアウトに努め、対面となる場合、できる限り2メートル以上間隔を開ける。

3 議員が傍聴する場合の対策

- (1) 傍聴の際は、マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- (2) 議場や会議室への入室の際、手指の消毒を行う。
- (3) 発熱等、風邪の症状がある場合は傍聴を控える。

4 その他

- (1) 議員において、新型コロナウイルスについて、①感染の可能性が発生した場合、②PCR検査を受けた場合、③PCR検査の結果が判明した場合、④濃厚接触者となった場合は、いずれも議会局へ報告する（別紙行動フロー図参照）。
- (2) 議員が新型コロナウイルス感染者として認定を受けた場合、マスコミへの公表について検討する。

※公表（案）：年代、性別、保健福祉事務所から認定を受けた日、現在の状態（入院、軽症、自宅待機等）等

【行動フロー図】

風邪の症状、37.5℃以上の発熱、倦怠感、呼吸困難
(発熱4日以上、基礎疾患等2日以上)

かかりつけ医または一般相談での電話相談

県 ☎ 045-285-0536 (9:00~21:00)

国 ☎ 0120-565-653 (9:00~21:00)

疑いあり

議会局へ報告

帰国者・接触者相談センターに相談

疑いあり

保健所 ☎ 82-1428 (平日昼間 8:30~17:15)

県庁 ☎ 045-285-1015 (平日夜間 17:15~翌 8:30)

(休日 24時間対応)

帰国者・接触者外来の紹介

帰国者・接触者外来に電話

専門外来(帰国者・接触者外来)を受診

医師と保健所が相談し、PCR検査実施

検査実施報告

議会局へ報告

自宅静養

※陽性と判明した場合の保健所の調査に備え、発症(発熱や呼吸器障害等)後2週間の行動履歴を整理しておく。

検査結果報告

医師・保健所から検査結果の報告

陰性

自宅静養

(症状回復)

復帰

陽性

議会局へ報告

入院措置

※濃厚接触者について

県より濃厚接触者として指定され、2週間の自宅待機を要請された場合、

議会局に報告する。